

近未来技術等関連産業調査業務公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

別添「近未来技術等関連産業調査業務委託仕様書」のとおり

2 契約条件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 上限価格：19,800,000円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
（営業種目）次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類「役務」 中分類「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-4314

- (5) 日本国内に本社または支店機能等拠点を有する事業者であること。

4 説明会

以下のとおり開催することとする。

- (1) 実施予定日時
令和6年5月13日(月)15時00分から45分程度
- (2) 開催方法
Zoomによるオンライン開催を予定
- (3) 開催内容
県から、当業務についての考え方および期待する事項を説明するとともに、業務内容に関する質問を受け付ける。時間配分の予定は次のとおり。
ア 県からプロポーザルや業務についての説明：30分程度
イ 質疑応答：15分程度
- (4) 説明会への参加
参加を希望する場合は、令和6年5月10日(金)15時00分までに、当課メールアドレス fa0002@pref.shiga.lg.jp あてに、①社名・団体名 ②担当者名 ③当プロポーザル説明会への参加を希望する旨 ④ミーティングID 送付先のメールアドレスを記載したメールを送付すること。なお、説明会への参加は必須とはしない。ただし、説明会に

出席しなかったことでプロポーザル参加者が被る不利益について県は一切の責めを負わない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、(2) 企画提案書および(4) 概算見積書は電子メールでも提出すること。

宛先／ E-mail：fa0002@pref.shiga.lg.jp

(1) 参加申請書（様式1）1部

(2) 企画提案書

ア 体裁および部数

体裁：A4 様式は任意とし枚数は制限しない。参考様式を利用しても良い。

部数：6部

イ 内容

次に掲げる事項について、8(3)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について併せて記載すること。また、企業名等の提案者が判別できる情報は記載しないこと。

(ア) 事業実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等）

※再委託等を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

(イ) 類似業務の受託実績（実績が分かる資料等を添付すること）

(ウ) 事業全体の設計およびスケジュール

(エ) 提案内容

※提案内容は仕様書5(1)～(7)に基づいて章立てし、各章にて仕様書5(1)～(7)の業務にかかる提案を記載すること。

※別紙の評価基準に留意し提案を行うこと。

※提案にあたっては以下の参考情報について留意すること。

仕様書5(1)「県内の近未来技術シーズの発掘」について

- ・ 県内大学・企業等が持つ近未来技術を発掘する手法を提案すること。
- ・ 提案では、想定する調査範囲、作業量を示し、追加で発掘できる件数の見込み、有望な技術シーズを発掘する手法について示すこと。
- ・ 県から提供する企業・技術情報は、補助金等の支援施策の利用企業、県との共同研究等から500件程度、県内の大学から得られる技術情報は500件程度を見込んでいる。
- ・ 県では過去5年間に県との共同研究で競争的資金を獲得した案件を500件程度把握している。

仕様書5(2)「県内の近未来技術シーズの評価・分析」について

- ・ 対象とする分野の想定、分析に係る指標、整理に係る基準などを提案すること。
- ・ 調査の範囲などの想定を提案で示すこと。
- ・ どのような成果物を提供できる見込みか、そのイメージを示すこと。

仕様書5(3)「県外から呼び込むべき近未来技術シーズの探索」について

- ・ 分析に係る指標、整理に係る基準などを提案すること。
- ・ 調査の範囲などの想定を提案で示すこと。

- ・どのような成果物を提供できる見込みか、そのイメージを示すこと。

仕様書 5 (4) 「成長産業化への課題と解決手法の整理」について

- ・課題および解決手法の整理方法を提案すること。
- ・一般的事項については網羅性を求めているが、想定している調査範囲を示し、どの程度網羅的に出来るかを提案で示すこと。

仕様書 5 (5) 「企業の動向調査等」について

- ・本項目は、仕様書 5 (1) ~ (4) を補完するもの。
- ・仕様書 5 (5) で示す手法はあくまで例示であり、どのように産業集積を誘導するかといった滋賀県の今後のイノベーション振興のための施策の方針を検討するために必要な情報を調査する手法について提案で示すこと。

その他

- ・仕様書 5 (1) ~ (7) に係る提案ごとに関連する類似業務の実績がある場合、提案内容の各章にもその実績について記載すること。
- ・県内企業へのヒアリング等で県の職員が直接実施した方が良いことなどがあれば、その作業量や内容についても提案にて示すこと。

【関係する県の主な計画】

滋賀県産業振興ビジョン2030

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/300813.html>

滋賀県産業立地戦略

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/ricchi/>

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/324133.html>

(3) 添付書類

- ア 企業・団体等概要書（様式2）または企業・団体等の概要説明書（パンフレットやHP等の写しでも可） 6部
- イ 定款または寄付行為 1部
- ウ 誓約書（様式3） 1部
- エ 類似事業実績 6部

(4) 概算見積書

- ア 体裁および部数
体裁：A4 縦仕様 枚数は制限しない。
部数：6部

イ 作成上の留意事項

- (ア) 概算見積書には、「近未来技術等関連産業調査業務仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- (イ) 消費税および地方消費税を含むこと。
- (ウ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、発行責任者名、担当者名があること。

(5) 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合のみ提出）

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1部
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ウ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督

- 署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し 1部
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し 1部
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し 1部
- ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

様式4の質問票により、電子メールで下記12に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年5月17日(金)正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和6年5月21日(火)を目途に、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/>

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和6年5月24日(金)17時まで

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記12に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

- ア 持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。
- イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査概要

滋賀県商工観光労働部商工政策課が設置する審査会（6名の委員をもって設置）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、プレゼンテーションにて提出された企画提案書等の審査を行う。このプレゼンテーション審査会の総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。プレゼンテーション審査会の総合点が最も高い者が複数あった場合は、概算見積書の見積価格が最も低い1者を契約予定者とする。

ただし、プレゼンテーション審査会の総合点において満点の6割未満の場合は契約予定者とししないものとする。

なお、企画提案書提出者が4者を超える場合、プレゼンテーション審査会と同じ評価項目、評価点に基づき書面審査会を実施する。この書面審査会にて総合得点が最も高かった者から順にプレゼンテーション審査会に参加する4者を選定する。書面審査会とプレゼンテーション審査会の点数は合算しない。

(2) 書面審査会の開催

ア 実施予定日：企画提案書提出者が4者を超える場合、令和6年5月27日(月)に滋賀県庁内で開催する。

イ 方法：提案内容を基に書面にて審査する。

(3) プレゼンテーション審査会の開催

ア 実施予定日：令和6年5月31日(金)午後に滋賀県庁内での開催を予定している。
詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。

イ 方法：提案内容をもとにプレゼンテーションすること。プレゼンテーション資料を別途用意することは認めない。

ウ その他：企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(4) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により審査する。

(5) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に直接通知する。

9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、商工政策課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10 その他

- (1) 参加に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則が適用される。
- (6) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(7) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。

11 関係様式

様式1 参加申請書
様式2 企業・団体等概要書
様式3 誓約書
様式4 質問票
参考様式 企画提案書

12 問合せ先

滋賀県商工観光労働部 商工政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3715 FAX：077-528-4870 E-mail：fa0002@pref.shiga.lg.jp